

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主に対する企業価値の最大化を図るために、経営の透明性と健全性を維持しつつ、変化の激しい経営環境の中における企業競争力の強化のために、迅速な意思決定と機動的な組織運営を実現することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針とし、体制を整備し諸施策を実施しております。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を経営の重要課題としています。

この課題を実現するために、当社グループは、株主やお客様をはじめ、当社に係るすべてのステークホルダーの立場を尊重し良好な関係を構築するとともに、

以下の当社グループ「経営理念」及び、それを具体化した「行動基準」を定めております。

「経営理念」

私達の使命は、進化させた有意なサービス・商品を常に考案し、
そして全世界の人々に提供し続けることによって、
豊かな余暇生活の実現と
希望に溢れた平和な世界の構築に貢献することである。

「行動基準」

1. 創業の精神
2. お客様第一主義
3. 新しいサービスの創造
4. おもてなしの心の研磨
5. 先義後利の精神
6. 公明正大
7. コンプライアンス
8. 地球環境保全意識の堅持
9. 自ら成長する人材
10. 豊かな機会

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【補充原則1－2－4 株主総会における権利行使】

当社は招集通知の英訳を2018年開催の第49回定時株主総会より実施し、英訳した招集通知は当社ホームページ

(<https://www.koshidakaholdings.co.jp/>)に掲載しております。

なお、現時点におきまして議決権の電子行使の導入につきましては実施しておりませんが、今後の機関投資家や海外投資家の比率等を考慮しながら引き続き検討してまいります。

【原則1－4 政策保有株式】

政策保有株式は原則保有いたしません。ただし、戦略上取引関係の維持発展が認められる場合において保有することがあります。なお、保有の合理性の判断につきましては、毎年取締役会において資本コストなどを基準にリターンの検証を行います。政策保有株式の議決権行使基準については、当社の中長期的な企業価値向上に資するものであるかを議案毎に確認し、判断いたします。

【原則1－7 関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主との重要な取引（関連当事者間の取引）については、取締役会の決議事項と定めております。また、決算期ごとに、取締役及び主要株主に対して、関連当事者間の取引の有無につき確認書の提出を義務づけております。

【原則2－6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は確定給付企業年金の制度を有していないため該当いたしません。

【原則3－1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社の経営理念や経営戦略は、当社ホームページ、会社案内にて開示しております。

(2)本コード（原案）のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスコードに関する基本方針については、本報告書のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方に記載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役の報酬については、経営の効率性および透明性を向上させ、業績との連動を図れる報酬体系としております。

取締役の報酬は、2015年11月26日開催の第46回定時株主総会においてその総額を、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額500万円以内、監査等委員である取締役は年額400万円以内と定めており、各取締役の報酬は、この総額の範囲内で以下のとおり決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、独立社外取締役及び上場証券取引所諸規則に定める独立性、社外性の選定基準を満たす取締役を含む取締役を委員として組織する指名・報酬委員会が審議し可決した案を監査等委員会の承認を経て、取締役会に付議して決定しており、透明性・公正性は確保されているものと判断しております。その報酬は、取締役の責任および会社業績への貢献を加味した、固定報酬となっておりますが、会社業績等に応じて毎年見直しを行うこととしております。

監査等委員である取締役

各監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(4) 取締役の選任、指名

当社の取締役・監査等委員候補の指名に関しては、適材適所の観点より総合的に検討しております。

選任及び指名の手続きとしては、独立社外取締役及び上場証券取引所諸規則に定める独立性、社外性の選定基準を満たす取締役を含む取締役を委員として組織する指名・報酬委員会が審議し可決した案を監査等委員会の承認を経て、取締役会に付議して決議しております。

なお、監査等委員である取締役候補の指名については、上記に加え、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会で決議しております。

(5) 取締役の選任・指名についての説明

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く）、監査等委員である取締役の選任理由については以下の通りです。

取締役（監査等委員である取締役を除く）

腰高 博

1995年に代表取締役就任以来、的確かつ迅速で柔軟性を備えた経営判断により、上場以来11期連続の増収増益を果たすなど当社グループの発展を導きました。今後も当社にとって不可欠のリーダーであると判断し、取締役候補者としています。

朝倉 一博

2005年に取締役就任以降、経営企画部門の責任者としてグループ全体の経営戦略の企画・推進を行ってまいりました。その豊富な経験と実績を活かし、引き続き当社グループの発展に寄与いただけると判断し、取締役候補者としています。

腰高 美和子

2002年に取締役就任以降、総務人事責任者として社内の内部管理を的確に遂行してまいりました。その豊富な経験と実績を活かし、引き続き当社グループの発展に寄与いただけると判断し、取締役候補者としています。

土井 義人

2010年に取締役就任以降、グループ管理責任者として財務戦略の企画・推進を行ってまいりました。その豊富な経験と実績を活かし、引き続き当社グループの発展に寄与いただけると判断し、取締役候補者としています。

座間 晶

2016年にコンダカシンガポール代表取締役社長、2017年に当社執行役員に就任し、当社グループの海外事業責任者として東南アジア展開の戦略の企画・推進を行ってまいりました。これまでの実績と経験を活かしつつ、当社の意思決定に参画することで、当社グループの発展により一層寄与いただけると判断し、取締役候補者としています。

監査等委員である取締役

西 智彦

直接会社経営に関与された経験はありませんが、大手証券会社の企業部長・支店長を歴任しており、その豊富な経験を基に当社グループの経営を監督していただくため、社外取締役候補者としています。

森内 茂之

直接会社経営に関与された経験はありませんが、大手監査法人において長年に亘り企業の監査に従事し、代表社員・理事を歴任された豊富な知識と経験を基に当社グループのコーポレートガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役候補者としています。

高井 研一

長年にわたる金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、当社グループのコーポレートガバナンスの強化に寄与していただくため、社外取締役候補者としています。

[補充原則4-1-1 取締役の委任の範囲]

当社は、関連法令に従い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を定款に定め、開示しております。なお、当社は、取締役の担当制を導入するとともに、迅速かつ的確な経営及び執行判断を補佐するため、業務執行を担当する執行役員を選任しております。また、職務権限規程において、取締役及び執行役員が執行できる範囲を明確に定めております。

[補充原則4-1-3 取締役会の役割・責務(1) CEO後継者]

CEO後継者につきましては、原則として当社取締役を候補者としております。

一方、当社取締役の候補者選定に際しては指名・報酬委員会が、当社の執行役員および当社グループの取締役・執行役員の中から経験、実績、能力等の面で優れた人物を取締役候補者として選定いたします。

また、取締役候補者の育成につきましては、上級管理層以上を対象とし、定期的に（マネジメント）研修を行うことで、全社的視点の養成と経営能力の向上を図っております。

[補充原則4-3-2 CEOの選任]

CEOの選任については、指名・報酬委員会が、当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から事業全般に対する知見と経験、実務能力、株主等ステークホルダーとのコミュニケーション力に加え、当社の行動基準を先頭に立ててリードできる人物を判断基準に選定し、取締役会に推薦いたします。

行動基準

1. 創業の精神
2. お客様第一主義
3. 新しいサービスの創造
4. おもてなしの心の研磨
5. 先義後利の精神
6. 公明正大
7. コンプライアンス
8. 地球環境保全意識の堅持
9. 自ら成長する人材
10. 豊かな機会

[補充原則4-3-3 CEOの解任]

CEOの解任については、指名・報酬委員会が選任基準の各要件の欠如が明らかであると認めた場合、および解任提案基準に該当する場合、取締役会に解任の提案を行います。

解任提案基準

1. 職務執行上の法令・定款違反行為により当社グループに多大な損失を与えた、あるいは業務上の支障を起こした場合
2. 反社会的勢力との関係が認められた場合
3. 病気等の療養、その他の事由により職務執行に重大な支障を来すと認められた場合

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、監査等委員である取締役について、3名中3名を独立社外取締役として選任しております。

社外取締役独自の外的な視点から、取締役会を通じて積極的な提案を述べるなど経営陣等と頻繁に意見交換を行っております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社においては、金融商品取引所が定める独立性基準を独立性の判断基準としております。また、社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と高い識見を重視しており、金融商品取引所の定める独立役員の資格を充たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立役員に指定しています。

[補充原則4-11-1 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方]

当社はジェンダーや国際性による差別は一切行っておらず、本人の経験、実績、能力、人物像によって取締役候補に選定しております。取締役（監査等委員である取締役を除く）5名のうち、1名は女性取締役でありコンプライアンス政策の責任者を兼ねております。外国人取締役は現時点では不在ですが、今後グローバル展開を進めていく中で、取締役候補に外国人を選定することもあり得ます。

また、監査等委員には公認会計士もあり、財務・会計に関する知見を活かして取締役会の実効性向上に大きく貢献いただいております。

[補充原則4-11-2 取締役の兼任状況]

取締役の主な兼任状況につきましては、株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております。

[補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社は2018年度から、アンケート方式による取締役会の実効性評価を実施しております。2019年度の概要は以下の通りです。

評価項目

1. 取締役会の規模、構成、運営状況について
2. 社外取締役に対する支援体制について
3. 監査等委員会の役割について
4. 指名・報酬委員会について
5. 株主・投資家との関係について

評価結果

当社取締役会は概ね適切に機能しており、以前に課題であった「中長期的な事業テーマに関する議論」につきましても、一定の改善が図られたと確認されています。しかしながら、以下の点につきましては、引き続き課題であると確認しております。

- ・取締役会の資料配布時期の早期化
- ・社外取締役が必要な情報を入手するためのスタッフの拡充

[補充原則4-14-2 取締役に対するトレーニングの方針]

当社は、全取締役に対して、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得し、求められる役割・責務を適切に果たすため、各種研修等に積極的に参加させる方針であります。

中でもコンプライアンスに関しては、その重要性に鑑み、全取締役を対象に毎年コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス経営を推進しております。

また、新任取締役に対しては、新任取締役向けの外部セミナー等を受講させ、期待される役割・責務を適切に果たすための理解を深めさせることを方針としております。

[原則5-1 株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針]

(基本的な考え方)

当社は、株主との建設的な対話を通じて、当社への理解を促進し、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に繋げてまいります。

(担当部門)

当社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、IR広報室が対応することとしております。また、株主の対話（面談）の目的等を確認したうえで、必要に応じて、CEO及び担当役員が面談に臨むことといたします。

(個別面談以外の対話の手段)

当社は、決算説明会等を通じて、CEOを始めとする取締役による定期的な情報発信を行ってまいります。

(インサイダー情報の漏えい防止)

当社は、インサイダー情報の管理については、社内規程である「内部情報管理及び内部者取引防止規程」に基づき、情報管理の徹底を図り、インサイダー情報の漏えい防止に努めてまいります。

[原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表]

当社はWACC、株主資本コストを定期的に確認しており、この水準を上回る成果を上げることが経営陣の責務と考えております。

成果につきましてはROAあるいはROEとして表わされるため、ROAやROEを重要な経営指標として意識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ヨウザン	21,328,000	25.91
腰高 博	9,240,000	11.22

NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	4,981,600	6.05
株式会社アイエムオー	3,784,000	4.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,720,500	4.52
腰高 修	2,216,000	2.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,958,800	2.38
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	1,785,500	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	1,728,300	2.10
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	1,294,100	1.57

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8 月
業種	サービス業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西 智彦	他の会社の出身者											
森内 茂之	公認会計士											
高井 研一	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西 智彦	○	○	----	客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富な経験と企業経営の幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣に対し、常勤社外取締役として公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し監査機能の充実が期待できると判断し選任しております。 独立役員選任の理由は、大手証券会社の企業部長・支店長を歴任しており豊富な経験を有しており、また、独立役員の独立性に関する判断基準である上場会社との関係事由に該当しておらず、一般株主との利益相反が生じるおそれないと判断しております。

森内 茂之	○	○	---	公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富で幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣に対し、監査等委員である取締役として公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し監査機能の充実が期待できると判断し選任しております。
高井 研一	○	○	当社と高井研一氏が現在所属している一般財団法人群馬経済研究所(理事長)と資本関係及び取引関係はありません。なお同氏は、2016年6月まで当社の取引先である株式会社群馬銀行の専務取締役でありましたが、退任後3年超が経過しております。2019年8月末時点における同行からの借入金は当社グループの借入金合計額の25.2%であります。当社グループは同行に依存していることはなく、同行の意向が当社グループの意思決定に影響を及ぼすことはありません。	長年にわたる金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、当社グループのコーポレートガバナンスの強化寄与していただけると判断し選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員である取締役の指揮命令下においてその業務に専念させ、監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人の任命、異動、人事評価並びに賞罰等の人事関連事項については、監査等委員である取締役の意見を尊重する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、スタッフ3名の人員で構成する代表取締役社長直轄の内部統制室を設置しております。内部統制室は事業年度初頭に年間の内部監査計画を作成し、その計画に基づき、グループ各社の業務が各社の定める社内規程等またはマニュアルに従って行われているか、効率的な業務運営が行われているか及びコンプライアンスが遵守されているかなどについて、全部門を対象に監査を行い、監査内容、監査結果及び問題点の改善状況が都度社長に報告されております。また、内部監査結果については監査等委員である取締役にも定期的に報告されております。当社の監査等委員である取締役は当社の取締役会に出席し必要に応じ発言するだけでなく、グループ各社の取締役会その他重要な会議にも適宜参加し、重要な経営の意思決定及び業務執行に係る各種社内報告及び稟議の内容調査を行うとともに、グループ各社の営業店舗への実査などを通じて、取締役による業務執行を多面的に監査しております。また、監査等委員である取締役は会計監査人から監査計画及び監査結果の報告を受けると共に、質疑応答・意見交換など定期的な打合せを行い、相互連携を図っております。更に、内部統制室と、相互に連携を図りながら各種監査を実施しております。なお、監査等委員である取締役の森内茂之は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	2	1	2	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	2	1	2	0	0	社外取締役
------------------	----------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明

2016年12月1日付で設置いたしました。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役の任期は1年であり、定時株主総会において取締役報酬の総額を定め、各取締役の報酬はこの範囲内で決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2019年8月期における報酬額は以下のとおりです。

社内取締役 246,900千円

社外取締役 16,200千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、当社グループの事業規模、各取締役の職位、実績等を総合的に考慮することに加えて、単年度の業績結果を加味して年俸(金銭報酬)として決定しております。当社では、役員賞与及び役員退職金の制度を導入しておりませんが、これは当社グループの役員の報酬が各年度の業績に連動した単年度決済により支払われるべきとの考え方に基づいており、役員の任期が1年であることも連動しております。

現時点では年俸を(金銭報酬)毎年見直すことで業績連動に準じていると考えておりますが、役員の報酬と経営数値とが連動する明確な指標を設定していないことから固定報酬として開示しております。

今後においては、具体的な指標を設定するなど、より当社の業績に沿った報酬制度の構築に努めてまいります。

また、監査等委員である取締役報酬につきましては、株主総会において承認された報酬限度額において、監査等委員会の協議に基づいて決定しております。

b. 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び決議の内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬につきましては、2015年11月26日開催の第46回定時株主総会において年額500百万円以内(ただし、使用人給与は含まない。当該定めに係る取締役の員数5名)、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年11月26日開催の第46回定時株主総会において年額40百万円以内(当該定めに係る監査等委員である取締役の員数3名)と定めております。

c. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬額の算定にあたっては、代表取締役が取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬委員会に対して案を提出し、その当該委員会の答申に基づいて取締役会で決定しております。任意の指名報酬委員会は社外取締役を委員長にして、社外取締役2名、代表取締役1名の3名で構成されております。

当事業年度の役員報酬における取締役会及び任意の指名・報酬委員会の活動状況としては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個別報酬を決議する取締役会の開催前に任意の指名・報酬委員会が2回開催され、取締役の選任並びに役員報酬の決定に関する審議結果を取締役会に答申しております。

[社外取締役のサポート体制]

社外取締役に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、内部統制室が必要に応じてサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社グループのガバナンス体制は、事業子会社が事業執行機能を担い事業推進に専心する一方で、持株会社である当社の取締役会がグループ全体の経営・監督機能を担うという経営体制を採用しております。

当社の取締役会は取締役8名で構成され、定例取締役会を毎月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。当社グループの経営方針、経営企画、年度予算その他グループ各社の重要な事項に関する意思決定を行うとともに、月次予算統制、月次業務報告その他グループ会社からの重要な業務事項の報告確認により業務執行の監督を行っております。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)はグループ各社の取締役を兼務し、各社の事業執行を直接監督するとともに、取締役会の開催場所と開催日を極力合わせて、適確かつ整合性のある迅速な意思決定を可能とする体制を整えております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期を1年に定めております。

当社の監査等委員である取締役は3名全員が社外取締役であり、常勤社外取締役が1名、非常勤社外取締役が2名となっており、全員で監査等委員会を構成しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレートガバナンス・コードによって求められている独立社外取締役の選任と合わせ、監査等委員会設置会社へ移行することは当社取締役会の監督機能を一層強化し意思決定の迅速化に資すると判断し現在の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年度(第50回定時株主総会)では招集通知を株主総会開催日の15日前に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	8月を決算期としております。
招集通知(要約)の英文での提供	2018年度(第49回定時株主総会)より実施し、英訳した招集通知は当社ホームページ、東証上場会社情報サービスに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期、通期)のアナリスト向け決算説明会を開催しております。また、説明会の概要につきましては当社ホームページにおきまして動画、書き起こし文書を開示しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2018年8月にシンガポールにおける証券会社主催のカンファレンスに参加いたしました。今後も定期的な参加を検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	企業業績をはじめ営業関連情報を開示する等、タイムリーディスクロージャーに向けて積極的に取り組んでまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する専任部署としてIR広報室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	<女性管理職の登用状況に向けた取組みについて> コシダカグループは、カラオケ事業、カーブス事業、温浴事業から構成され総合余暇サービス提供企業として運営しております。その中で、お客様により良いサービスを提供するためには、女性の発想・アイデアが不可欠であるため、主要なポジションに女性の活用を進めております。各事業の女性社員はカラオケ事業では、マネージャー職11名、カーブス事業では、マネージャー以上の役職員が49名、温浴事業では、1名活躍しております。女性管理職登用目標については定めておりませんが、性別の差別のない公平な評価制度により女性管理職の割合が高まってきています。 <その他> 社員独立制度におきましても男女の区別なく独立を推進しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備の基本方針

- ① 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」と記載します）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社グループの役職員が法令及び定款を遵守し、社会規範及び倫理観を尊重して職務を執行するための行動規範を制定して、その周知徹底を図る。
・当社内部統制室は、「内部統制規程」に基づいて継続的に内部統制システムの運用状況の監査を行い、その結果については適宜取締役及び監査等委員会に報告する。
・当社は、内部通報制度を活用して、法令違反等の早期発見、未然防止に努めるとともに、是正、改善が必要な場合は速やかな措置をとる。
- ② 当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・株主総会、取締役会等の重要な会議の議事録並びに資料を含めた取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等諸規程に基づいて書面または電磁的記録により作成、保管、保存する。
・取締役の職務の執行に係る情報については、必要な関係者が閲覧並びに謄写できる状態を維持する。
・取締役の職務の執行に係る情報については、法令または東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従った情報開示に努める。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社グループの経営に対するあらゆる損失の危険に対処するため「リスク管理規程」を制定し、予想されるリスクの把握とともに予防的措置をとり、さらにリスクが発生した場合の被害を最小限にとどめるための体制を整備する。
・当社グループのリスク管理の所管部門はグループ総務部とし、当社グループがリスクの発生を把握した場合はグループ総務部を通じて速やかに当社取締役会に報告し、取締役会は迅速な対応により被害拡大の防止に努める。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は経営上の意思の決定と業務執行の分離、意思決定の迅速化並びに職務権限と責任を明確にするために執行役員制度を採用し、「取締役会規程」等諸規程に従って業務を執行する。
・当社子会社においては、定期的な取締役会、経営会議、ならびに必要なに応じてその他会議体を設置するとともに、その規模等に応じて「組織管理規程」、「業務分掌規程」等の整備を行わせるものとする。
- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
・当社は当社子会社に対して役職員を派遣し、派遣された者は各々に与えられた職責に従って、子会社の業務の執行、監視・監督または監査を行い、当社取締役会に報告する。
ロ. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社子会社は当社「リスク管理規程」に基づいてリスクマネジメントを行い、予想されるリスクの把握、予防的措置をとり、さらにリスクの発生を把握した場合は速やかに当社グループのリスク管理の所管部門であるグループ総務部に報告する。
ハ. 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は「関係会社管理規程」を定めて経営管理のみならず当社子会社との連携、情報共有を密に保ち、また当社グループ経営理念の周知徹底により、当社グループすべての役職員が実践すべき方針、行動基準を明確にする。
- ニ. 当社子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社子会社の管理は当社経営企画室が担当し、当社子会社の業務執行の状況等を当社に報告させるとともに、改善すべき点があれば適宜指導する。また、当社内部統制室は関連諸規程に基づいて内部監査を実施し、結果については速やかに代表取締役社長に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項
・監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の職務が適切に行われるよう速やかに対処する。
・監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、監査等委員会の指揮命令下においてその業務に専念させ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動、人事評価並びに賞罰等の人事関連事項については、監査等委員会の意見を尊重する。
ロ. 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
・当社グループの役職員は、職務の執行に関する法令または定款違反、不正事実の発見または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに、監査等委員会に報告する。また当社内部統制室は内部監査の状況を監査等委員会に報告する。さらに内部通報についても速やかに監査等委員会に報告される。
ハ. 当社子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
・当社グループの役職員及びこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行状況及び経営に重大な影響を与える重要課題を発見した場合は、迅速かつ適切に監査等委員会に報告する。
- ニ. 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
・当社は監査等委員会に報告した当社グループの役職員に対して、通報または報告したことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁じて、当該報告者を保護する。
ホ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還手続きその他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
・監査等委員が職務執行上の費用の前払等の請求を当社に対して行った場合は、その請求が職務執行上必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算を行う。
- ヘ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・監査等委員を基本的に社外取締役とすることによってステークホルダーに対する透明性を高めるとともに、社外取締役としては企業経営に精通した経験者、有識者や公認会計士等の有資格者を招聘して、監査の実効性や有効性を高めるものとする。
・監査等委員は、重要課題等について代表取締役社長と協議並びに意見交換するための会議を適宜開催し、また会計監査人、当社子会社監査役等との定期的な情報交換を行うものとする。
- ⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制
・財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制評価に関する基本方針書」を定め、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行う。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、取引先がこれに関わる個人、企業または団体等であると判明した場合は当該取引先との取引を解消する。
- ・顧問弁護士並びに外部専門機関との連携による、有事に対する協力体制を構築する。

上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

・当社内部統制室は、当社グループの内部統制システムの整備、運用状況の評価及び財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、取締役会及び監査等委員会に報告しております。評価結果において改善すべき事項が発見された場合においては関連部門に対して速やかに改善指示を行い、実行されます。

② コンプライアンス

・コンプライアンス上問題のある事実が発生した場合に備え、「ホットライン」が設置されており、担当部署であるグループ総務部もしくは監査等委員に直接通報、相談ができる体制を整えております。

・反社会的勢力との取引の未然防止に関しては、新規取引時にチェックを行うことにより取引並びに経営介入リスクの予防的措置を講じております。

③ リスク管理

・当社はグループ経営に重要な影響を及ぼすリスクを発生させないための対策の立案や顕在化した場合に適切に対応するための組織として、代表取締役社長を委員長とする「リスク対策委員会」が必要に応じて設置できる体制となっております。また災害等が発生した場合の「災害対策マニュアル」を整備して発生時の対応方法を定めております。

④ グループ会社管理体制

・当社グループは、グループ経営理念に基づく各社の経営理念、経営方針及び経営計画を策定して、グループ幹部役職員による「グループ経営方針発表会」を期首に開催し、当社子会社は各々の全役職員が出席する「全社員会議」、「決起会」等を半期ごとに開催して、経営計画を共有する体制となっております。

・また当社グループ管理部は、当社子会社の財政状態や経営状況を把握して、毎月の定例取締役会で報告するとともに、必要に応じて当社子会社に対して助言、指導を行っております。

⑤ 取締役の職務の執行

・当社は毎月の定例取締役会に加えて適宜臨時取締役会を開催し、議案の審議による重要事項の決定と、業務執行状況等の監督を行っております。また当社は執行役員制度を導入しており、職務権限規程等の組織関連規程に基づいて経営と執行の分離による迅速な意思決定を図っております。

⑥ 監査等委員の職務の執行

・当社監査等委員3名は全員が社外取締役であり、当社取締役会のみならず必要に応じて当社子会社の取締役会にも出席して、当社グループの内部統制システムの整備状況を確認しております。また当社内部統制室や会計監査人との情報交換を定期的を実施することで、内部統制システム全般のモニタリングを行っております。なお、監査等委員の職務執行に対する必要経費の処理については、監査等委員の求めに応じて速やかに行っており、監査等委員が求めたときは補助社員を必ず置いて監査の実効性を損なうことの無いようにしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に関しては、その関与を許さず、不当な要求に屈することのないよう、毅然とした態度で臨みます。

・整備状況

当社グループは、上記基本的な考え方並びに具体的な対応方法を、グループ各社の各種社内会議及び社内研修の場において、当社グループ役員全員に周知徹底するとともに、平素から本社総務部を主管部門として弁護士や警察等の外部専門機関とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を構築しております。

V その他

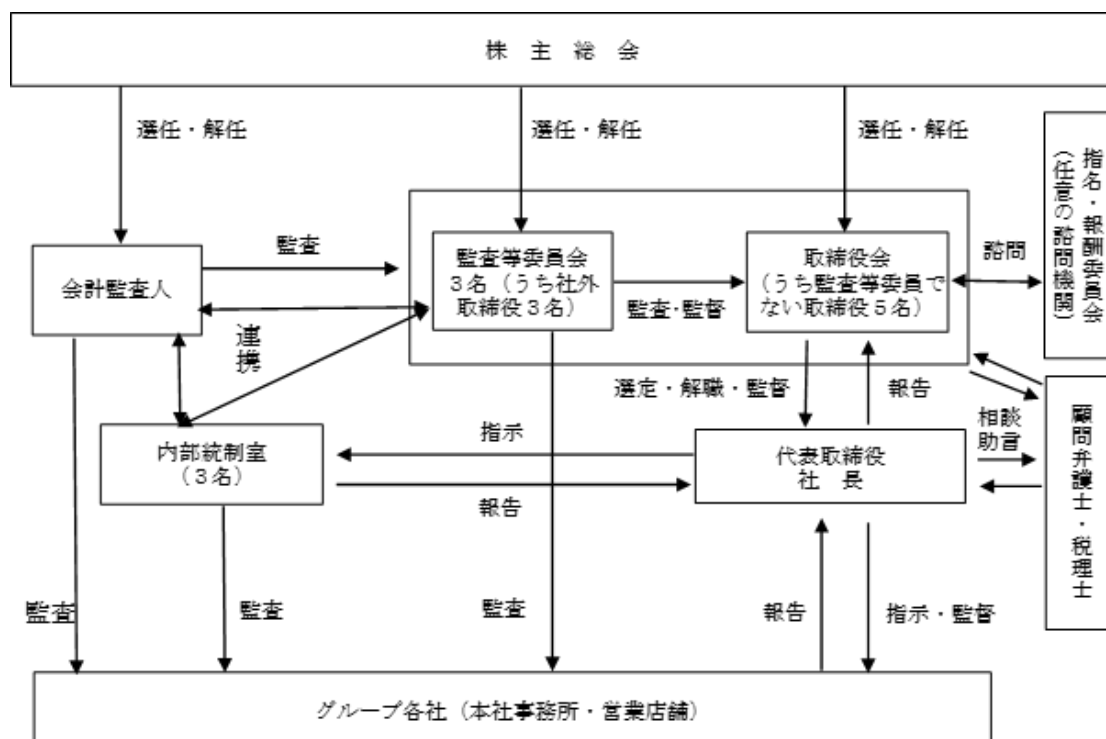
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

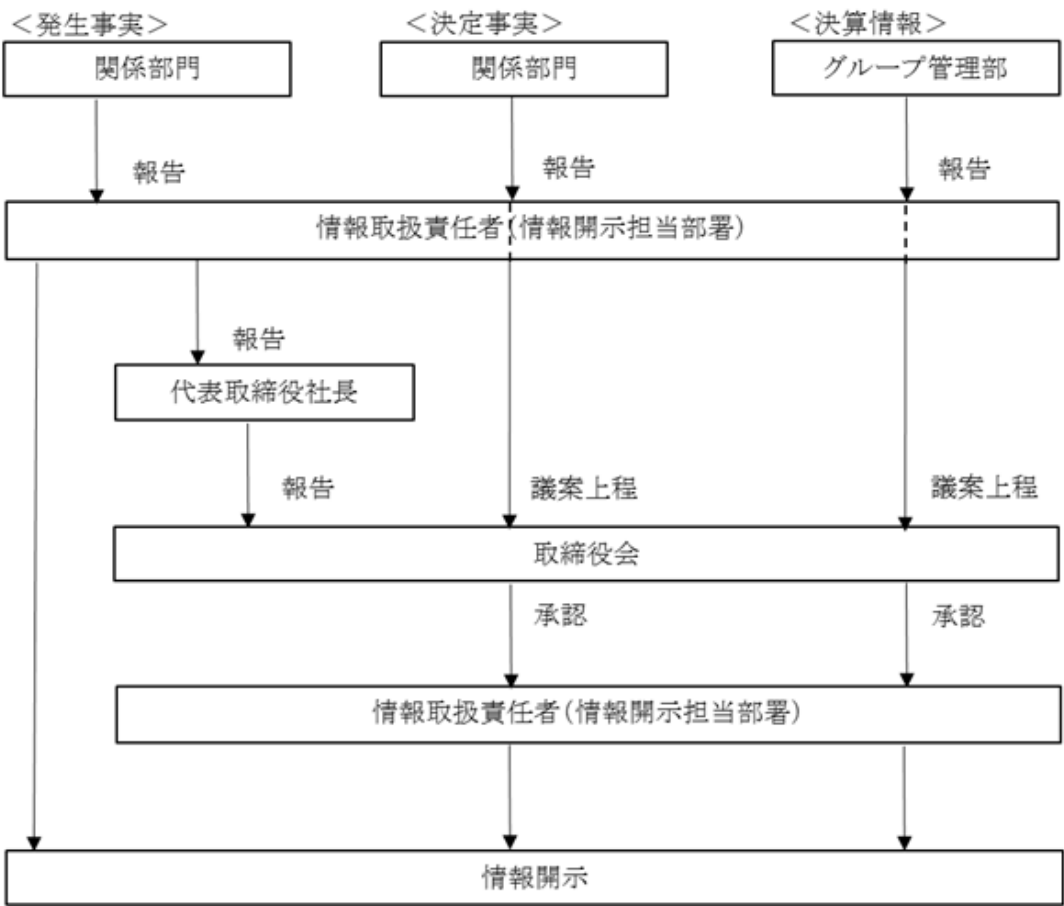
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要（模式図）】



TDnet、当社ホームページにて開示